

平成23年度さいたま市国民健康保険事業  
特別会計予算

平成23年度さいたま市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110,786,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第2款保険給付費のうち、各項に計上した負担金、補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		30,051,288
	1 国民健康保険税	30,051,288
2 国庫支出金		21,861,964
	1 国庫負担金	20,597,063
	2 国庫補助金	1,264,901
3 療養給付費等交付金		4,565,623
	1 療養給付費等交付金	4,565,623
4 前期高齢者交付金		28,704,906
	1 前期高齢者交付金	28,704,906
5 県支出金		4,181,687
	1 県負担金	609,349
	2 県補助金	3,572,338
6 共同事業交付金		10,228,431
	1 共同事業交付金	10,228,431
7 財産収入		8,090
	1 財産運用収入	8,090
8 繰入金		10,939,426
	1 一般会計繰入金	9,939,426
	2 基金繰入金	1,000,000
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		244,584
	1 延滞金、加算金及び過料	187,532
	2 預金利子	1
	3 雑入	57,051
歳入合計		110,786,000

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,447,066
	1 総務管理費	1,088,596
	2 徴税費	356,038
	3 運営協議会費	2,432
2 保険給付費		75,808,882
	1 療養諸費	67,922,328
	2 高額療養費	7,132,768
	3 移送費	1,600
	4 出産育児諸費	672,336
	5 葬祭諸費	79,850
3 後期高齢者支援金等		14,796,822
	1 後期高齢者支援金等	14,796,822
4 前期高齢者納付金等		32,919
	1 前期高齢者納付金等	32,919
5 老人保健拠出金		808
	1 老人保健拠出金	808
6 介護納付金		5,927,091
	1 介護納付金	5,927,091
7 共同事業拠出金		11,228,431
	1 共同事業拠出金	11,228,431
8 保健事業費		1,380,848
	1 特定健康診査等事業費	1,309,557
	2 保健事業費	71,291
9 基金積立金		8,090
	1 基金積立金	8,090
10 公債費		1
	1 公債費	1
11 諸支出金		110,250
	1 償還金及び還付加算金	110,249
	2 延滞金	1
12 予備費		44,792

(単位 千円)

款	項	金額
	1 予備費	44,792
歳出	合計	110,786,000

第2表

## 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
住民基本台帳法改正に伴う国民健康保険システム改修業務	平成24年度	15,241
住民基本台帳法改正に伴う保健システム改修業務	平成24年度	2,799

議案第20号

平成23年度さいたま市後期高齢者医療事業  
特 別 会 計 予 算

平成23年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,506,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

別 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		8,809,934
	1 後期高齢者医療保険料	8,809,934
2 繰入金		7,566,704
	1 一般会計繰入金	7,566,704
3 繰越金		78,264
	1 繰越金	78,264
4 諸収入		51,098
	1 延滞金、加算金及び過料	7,204
	2 償還金及び還付加算金	43,823
	3 預金利子	1
	4 雑 入	70
歳 入 合 計		16,506,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		119,031
	1 総務管理費	73,247
	2 徴収費	45,784
2 後期高齢者医療広域連合納付金		16,341,419
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	16,341,419
3 諸支出金		43,823
	1 償還金及び還付加算金	43,823
4 予備費		1,727
	1 予備費	1,727
合 計		16,506,000

平成 23 年度さいたま市介護保険事業  
特 別 会 計 予 算

平成 23 年度さいたま市介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 58,905,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

1,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第 2 款保険給付費のうち、各項に計上した負担金、補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成 23 年 2 月 1 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人



## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,638,629
	1 総務管理費	1,013,902
	2 徴収費	84,916
	3 介護認定審査会費	536,402
	4 趣旨普及費	3,409
2 保険給付費		55,561,057
	1 介護サービス等諸費	49,799,018
	2 介護予防サービス等諸費	2,494,532
	3 高額介護サービス等費	972,136
	4 高額医療合算介護サービス等費	202,579
	5 その他諸費	81,816
	6 特定入所者介護サービス等費	2,010,976
3 地域支援事業費		1,660,155
	1 介護予防事業費	654,536
	2 包括的支援事業・任意事業費	1,005,619
4 基金積立金		17,240
	1 基金積立金	17,240
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		25,052
	1 償還金及び還付加算金	25,051
	2 延滞金	1
7 予備費		2,866
	1 予備費	2,866
歳 出	合 計	58,905,000

第2表

## 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
住民基本台帳法改正に伴う介護保険システム改修業務	平成24年度	10,767

議案第 22 号

平成 23 年度さいたま市母子寡婦福祉資金貸付事業  
特 別 会 計 予 算

平成 23 年度さいたま市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 52,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

平成 23 年 2 月 1 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人



歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		52,000
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	52,000
歳 出	合 計	52,000

平成23年度さいたま市営北与野駅北口地下駐車場事業  
特 別 会 計 予 算

平成23年度さいたま市営北与野駅北口地下駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ133,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

別 表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業収入		37,000
	1 事業収入	37,000
2 繰入金		95,997
	1 一般会計繰入金	95,997
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		133,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		89,229
	1 事業費	89,229
2 公債費		43,369
	1 公債費	43,369
3 予備費		402
	1 予備費	402
歳 出 合 計		133,000

平成23年度さいたま市食肉中央卸売市場及び  
と畜場事業特別会計予算

平成23年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ404,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

別 表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		184,578
	1 使用料	184,410
	2 手数料	168
2 繰入金		219,403
	1 一般会計繰入金	219,403
3 諸収入		19
	1 預金利子	1
	2 雑 入	18
歳 入 合 計		404,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 食肉市場費		140,826
	1 事業費	140,826
2 と畜場費		258,725
	1 事業費	258,725
3 公債費		4,326
	1 公債費	4,326
4 予備費		123
	1 予備費	123
合 計		404,000

平成23年度さいたま市用地先行取得事業  
特別会計予算

平成23年度さいたま市用地先行取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,325,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		903,998
	1 一般会計繰入金	903,998
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		1
	1 預金利子	1
4 市債		421,000
	1 市債	421,000
歳入合計		1,325,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公共用地取得事業費		421,000
	1 公共用地取得事業費	421,000
2 公債費		904,000
	1 公債費	904,000
歳 出 合 計		1,325,000

第2表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地取得事業	421,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成23年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業  
特 別 会 計 予 算

平成23年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,017,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		70
	1 負担金	70
2 使用料及び手数料		2
	1 使用料	1
	2 手数料	1
3 国庫支出金		440,000
	1 国庫補助金	440,000
4 繰入金		856,925
	1 一般会計繰入金	856,925
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
7 市債		720,000
	1 市債	720,000
歳 入 合 計		2,017,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		1,914,661
	1 事業費	1,914,661
2 公債費		102,302
	1 公債費	102,302
3 予備費		37
	1 予備費	37
歳 出 合 計		2,017,000

第2表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
大宮駅西口都市改造 事業	720,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金についてはその 融資条件により、銀行そ 他の場合にはその債権 者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、もしくは繰 上償還又は低利に借換え することができる。

議案第27号

平成23年度さいたま市深作西部地区画整理事業  
特 別 会 計 予 算

平成23年度さいたま市深作西部地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

別 表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業収入		1
	1 事業収入	1
2 繰入金		26,138
	1 一般会計繰入金	26,138
3 換地清算金		860
	1 換地清算徴収金	860
4 諸収入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		27,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		26,505
	1 事業費	26,505
2 予備費		495
	1 予備費	495
歳 出	合 計	27,000

平成23年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業  
特 別 会 計 予 算

平成23年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,648,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		33
	1 使用料	32
	2 手数料	1
2 国庫支出金		165,000
	1 国庫補助金	165,000
3 事業収入		1
	1 事業収入	1
4 繰入金		236,664
	1 一般会計繰入金	236,664
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1
	1 雑入	1
7 市債		1,246,300
	1 市債	1,246,300
歳 入 合 計		1,648,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		1,426,128
	1 事業費	1,426,128
2 公債費		221,155
	1 公債費	221,155
3 予備費		717
	1 予備費	717
歳 出 合 計		1,648,000

第2表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
東 浦 和 第 二 土地区画整理事業	1,246,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金についてはその 融資条件により、銀行そ 他の場合にはその債権 者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、もしくは繰 上償還又は低利に借換え することができる。

平成23年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業  
特 別 会 計 予 算

平成23年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,502,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
2 国庫支出金		460,500
	1 国庫補助金	460,500
3 事業収入		7,507
	1 事業収入	7,507
4 繰入金		801,290
	1 一般会計繰入金	801,290
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1
	1 雑入	1
7 市債		1,232,700
	1 市債	1,232,700
歳入合計		2,502,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		1,823,266
	1 事業費	1,823,266
2 公債費		677,782
	1 公債費	677,782
3 予備費		952
	1 予備費	952
歳 出 合 計		2,502,000

第2表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浦和東部第一特定 土地区画整理事業	1,232,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金についてはその 融資条件により、銀行そ 他の場合にはその債権 者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、もしくは繰 上償還又は低利に借換え することができる。

平成23年度さいたま市南与野駅西口土地区画整理事業  
特 別 会 計 予 算

平成23年度さいたま市南与野駅西口土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ446,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		5
	1 使用料	4
	2 手数料	1
2 国庫支出金		26,250
	1 国庫補助金	26,250
3 繰入金		384,943
	1 一般会計繰入金	384,943
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 預金利子	1
6 市債		34,800
	1 市債	34,800
歳入合計		446,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		388,590
	1 事業費	388,590
2 公債費		56,472
	1 公債費	56,472
3 予備費		938
	1 予備費	938
歳 出 合 計		446,000

第2表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
南与野駅西口 土地区画整理事業	34,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金についてはその 融資条件により、銀行そ 他の場合にはその債権 者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、もしくは繰 上償還又は低利に借換え することができる。

平成23年度さいたま市指扇土地区画整理事業  
特 別 会 計 予 算

平成23年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ424,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		5
	1 使用料	4
	2 手数料	1
2 国庫支出金		87,400
	1 国庫補助金	87,400
3 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
4 事業収入		1
	1 事業収入	1
5 繰入金		232,690
	1 一般会計繰入金	232,690
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		1
	1 雑入	1
8 市債		103,900
	1 市債	103,900
歳 入 合 計		424,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		422,440
	1 事業費	422,440
2 公債費		1,123
	1 公債費	1,123
3 予備費		437
	1 予備費	437
歳 出 合 計		424,000

第2表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
指 土地区画整理事業 扇	103,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成 23 年度さいたま市江川土地区画整理事業  
特 別 会 計 予 算

平成 23 年度さいたま市江川土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 530,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

平成 23 年 2 月 1 日 提出

さいたま市長 清 水 勇 人

別 表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		53
	1 使用料	52
	2 手数料	1
2 事業収入		1
	1 事業収入	1
3 繰入金		529,943
	1 一般会計繰入金	529,943
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		530,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		170,821
	1 事業費	170,821
2 公債費		358,703
	1 公債費	358,703
3 予備費		476
	1 予備費	476
歳 出 合 計		530,000

平成23年度さいたま市南平野土地区画整理事業  
特 別 会 計 予 算

平成23年度さいたま市南平野土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ215,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

別 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		3
	1 使用料	2
	2 手数料	1
2 事業収入		1
	1 事業収入	1
3 繰入金		214,994
	1 一般会計繰入金	214,994
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 預金利子	1
歳 入 合 計		215,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		191,271
	1 事業費	191,271
2 公債費		22,791
	1 公債費	22,791
3 予備費		938
	1 予備費	938
歳 出 合 計		215,000

## 平成23年度さいたま市公債管理特別会計予算

平成23年度さいたま市公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,886,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

別表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		36,272
	1 財産運用収入	36,272
2 繰入金		4,849,728
	1 繰入金	4,849,728
歳入合計		4,886,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公債費		4,886,000
	1 公債費	4,886,000
歳 出	合 計	4,886,000